

会 議 録

会議名	平成 22 年度 第 2 回丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成 22 年 8 月 19 日(木)午前 10 時～午後 0 時 00 分
開催場所	丸亀市役所 別館 5 階第 1 会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>鹿子嶋 仁 (会長)、山本 珠美、天野 裕子、高木 明美 (副会長)、 秋山 朋子、塚本 修、実原 伸子、赤熊 一弘、石原 茂、西川 泰徳 大山 治彦、秋山 千枝、喜多 壽子、砂古 敏之、大原 久美子</p> <p>(欠席委員)</p> <p>なし</p> <p>(事務局)</p> <p>企画財政部長 大林 諭、企画課長 矢野 律、企画課副課長 小山 隆史、 企画課担当長 徳田 明香、企画課主任 中原 直樹</p>
議 題	<p>・ 議事</p> <p>1.自治基本条例の検証について</p> <p>2.その他</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の趣旨
企画課長	おはようございます。ただいまから平成 22 年度第 2 回目の自治推進委員会を開催します。まず、初めに会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	本日は、前回以降に委員の皆様から出していただいた課題等を基に会を進めてまいりたいと考えておりますので、関連なご意見をいただきますようお願いいたします。
企画課長	<p>本日の会議については、「丸亀市附属機関設置条例」第 7 条第 2 項により、「附属機関の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されておりますが、本日、全委員出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 1 自治基本条例の現状での課題等 ・ 資料 2 各委員からのご質問・ご意見・ご提案など ・ 資料 3 市民アンケート中間報告 ・ 資料 4 検証の視点 (チェックリスト) <p>それでは、会議の進行は会長をお願いします。</p>

会 長	<p>本日の議題は自治基本条例の検証についてですが、資料1～3が用意されておりますので、それについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1は、前回の会議以降に委員の皆様にご協力いただきワークシートを記入していただいたものをまとめたものです。委員の皆様にご抽出していただいた課題について、条例改正の視点に立ったものと運用で見直す必要があるもの2種類に分類して記載しております。「現状での問題点等」では、今の市政に対する疑問もあれば、提言もありますし、こういった資料を用意してほしいという意見もありました。できる限り書いていただいた内容をそのままの形で載せております。</p> <p>資料2は、条文ごとに課題を抽出していただいたワークシートとは別に、全体的な内容のことで何かご意見があれば記入してくださいとお願いしていたものです。これにつきましても、資料1と同じくなるべくそのままの形でまとめています。</p> <p>資料3は市民アンケートの中間報告になります。前回、事務局案を基に委員の皆様のご協力を得て修正したアンケートを地域や年齢に偏りがないよう抽出した3,000人に対して送付しました。現時点で入力が終わっているものを中間報告という形で載せています。昨日現在で1,064人から回答が返ってきておまして、回収率は35.5%です。最終的には、年齢別・地区別に分析できればと考えておりますが、とりあえず中間報告では年齢別の数と総数に対する割合をグラフとして載せております。2ページ目のところに「丸亀市自治基本条例を知っていますか」という質問がありますが、約半数の人が知らないという回答でした。また、知っているという人は「広報丸亀を通じて知った」という回答が多く、今後、広報活動をしていく上で、広報丸亀を活用することが一番効果的な手立てではないかと考えております。4ページには「丸亀市自治基本条例のどの項目に関心がありますか」という質問がありますが、これについてはばらつきがあるため分析していかないと傾向が分からないと思います。5ページ目の「住民自治の実現のために、望ましいと思う自治のあり方は」という質問については、やはり協働でのまちづくりを望んでいるのではないかと考えております。また、「地方自治のあり方についてはどのようにお考えですか」という質問についても協働のまちづくりという考え方が大事だと考えている印象を持ちましたが、こちらにつきましては、若干ばらつきもありますので、もう少し分析してみないとはっきりした傾向は分からないと思います。7ページ目は、市民の意見を聴取する際に一番多く用いられているパブリックコメントについてですが、7割近くの人が知らないという現状でした。8ページ目は、パブリックコメントの周知方法についての質問ですが、こちらも広報丸亀で知ったという人がほとんどでした。9ページ目のパブリックコメントの課題についての質問では、制度のPR不足を指摘する回</p>

答と、委員からもご指摘いただきましたパブリックコメントの内容が分かりにくいという回答が目立ちます。10ページの審議会についての質問では、審議会に参加したいという回答と今後も参加したいと思わないという回答が、それぞれ半数近くありました。今後、審議会のあり方も検討していく必要があるのかなと思いました。11ページの「自治基本条例が制定されて以降、まちづくりが進展していますか」という質問では、前回の会で「選択肢が限られており事務局が誘導しているのでは」とご指摘を受けて急遽追加した「わからない」という選択肢を選んでおられる人が一番多かったようです。大半の人が自治基本条例自体を知らないということなので、このような結果になるというのは、ある意味必然的と言えるのではないかと思います。最後12ページの市民参加や協働を推進していく上での課題等についてですが、回答に少しばらつきがありますので、今後、最終的な数字を基に分析や検証をしていければと考えております。中間報告は返送された回答のうち約3分の1の結果です。到着順に入力しておりますことから、割合関心のある人たち（最初に届いた人たち）のデータであることを踏まえると、全体では今より数字は悪くなるのではないかと考えております。全体の回答を集約して分析が終わり次第、委員の皆様にお渡ししたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

最後に資料4は、以前、推進委員会でチェックリストのようなものを作ってみてはどうでしょうかという提案がありましたので作ってみました。星印のところはどういう視点で見ていただくのかを示しています。以前お渡ししたチェックシートにご記入いただいていると思いますが、もう少し踏み込んだ形で改訂版のチェックシートを作成したいと考えております。

また、議会の活動状況、タウンミーティングの実施状況、コミュニティへの補助金や自治会の支援状況、個人情報公開状況など検証作業に必要な資料の提供の要望がありましたが、バラバラにお渡しするよりまとめてお渡ししたほうが良いと考えておりますので、より詳しい改訂版のチェックシートと一緒に9月中旬を目途にお送りさせていただきたいと思っております。

会 長

アンケートについてはまだ集計が終わってない状況ですが、9月中下旬頃にはアンケート結果の検証ができる資料を用意できると思います。資料4の「検証の視点」ということでチェックシートがありますが、もう少し踏み込んだ形で記入ができるものを事務局にて作成していただくということでもあります。それと皆様から出していただいたご意見を資料1でまとめております。検証のための資料提供のご要望もありましたが、自治の活動が推進されているかどうかということは客観的な資料に基づき議論する必要があります。また、ある程度資料が揃ってないと議論がしづらいためと思います。今回、資料を用意していただき議論

	<p>を進めていこうと考えていましたが、資料が多岐に渡っており、また、私自身個人的に必要と思われる資料を追加要望しましたので、事務局のほうでまだ資料がすべて整理できておりません。よって、今回は客観的資料に基づき議論を進めることができませんが、9月中旬頃までに資料をまとめて、皆様にお渡しできるということです。次回はそれに基づいて検討していただく必要があると考えております。そこで本日はまず、資料1の皆様から出していただいた意見を文章だけでは伝わらない部分もあろうかと思っておりますので、ひとり2、3分を目安に簡単にお話していただけたらと思います。では、西川委員からお願いします。</p>
西川委員	<p>自治会への加入に関して、真のコミュニティは利害を共にするものの集まりでなければならないと考えます。しかしながら、自治会費を払わなくても広報を受け取れるとかいった部分で不平等な気がします。それを文書で書き表せないものでしょうか。『真のコミュニティは利害を共にする人の集まりでなければならない。』と条例に書いてもいいと思います。また、積極的に自治会の加入を推進するという市の計画を具体的に進めていけばいいのではないかと思います。当然ながら、自治会に入らないという人から会費をもらうわけにはいかないが、それをどうにか文章にできないか考えていただきたい。協働に関してはもっと時間をかけて検討していけばPRにも繋がってくると思います。また、市民が市政に積極的に参画できるよう、より啓発に努める必要があるのではないかと思います。</p>
石原委員	<p>個別には色々ありますが、全体的な意見を述べさせていただきます。アンケートの中間報告で自治基本条例を知らないという意見が多数でしたが、過去の色々な事例から考えると当然のことだと思います。しかし、これを当然でないようにするためにはどうしたらいいかというところが、今回の自治基本条例の見直しの大きなテーマになるのではないかと考えます。例えば、条例の17条には「市民の政策形成及び実施過程への参画」という言葉があります。市民の皆さんがこれをどこまで理解できているのか、疑問に思います。こういった行政言葉をやめ、老若男女どなたでも理解できるような分かりやすい表現、具体的な表現に根本的に改めてはどうでしょうか。</p>
赤熊委員	<p>前文に「ここに私たちは」という表現があります。これは自治基本条例を市民側から見た表現になっているが、条例全体を見渡すとあるところでは市側からの表現になっていて、統一感がなく表現が曖昧な感じになっているのではないのでしょうか。それと、ある方と自治基本条例について勉強会をしようということになりました。高松市の自治基本条例は表記も分かりやすいし、市民が主体で書かれていると感じました。自治基本条例は市の憲法にあたるものなので、簡単に変え</p>

<p>実原委員</p>	<p>るのは難しいですし、作業は大変だと思いますが、それをしないがために市民に浸透しないのではないかと思います。</p> <p>この委員会に参加して、初めて自治基本条例を見たとき、率直に読みたくないなどという印象を受けました。読むのが煩わしいという感じでした。この条例に関わった人は分かると思いますが、何人かの人に聞いてみたところ、ほとんどの人が知らない関心がないとの意見でした。市民の人も果たしてどれだけの人が知っているのだろうかというのが正直な感想です。</p>
<p>塚本委員</p>	<p>市民がいかにやる気を起こすかという点で、条文を分かりやすい表現にするというのは大事だと思います。また、生活課においては自治会への加入促進のための施策をしていますが、なかなか成果が上がらないというのが実情です。田舎なら田舎の理由、都会なら都会の理由があると思います。複雑な要素が絡んでくるがそれはひとつひとつ解決する必要があると思います。今回生活課で費用を掛けて広報活動を行いました。市で真剣に考え自治会へ加入してもらうため、予算とかの問題もあるかと思いますが、努力することが大事だと思います。</p>
<p>秋山(朋)委員</p>	<p>アンケート結果がすべてを物語っていると思います。これは、まだ関心の高い人の回答が中心で、回収率が上がると今以上にアンケート結果は厳しいものになると思います。石原委員さんと一緒に、自治基本条例を知らないというのが市民の皆さんのご意見だと思います。難しい文言をみただけで嫌になるというのがほとんどだと思います。新しい制度は分かりにくいということかもしれませんが、未だに介護保険とはどういうものかという相談を受けます。もともと自治基本条例や協働とかという問題は皆さんに浸透しにくいものだと思いますので、分かりやすい形で広報などを通じ発信していくことが大事だと考えます。</p>
<p>大原委員</p>	<p>条例の見直しにあたって、アンケートは必要だったと思います。市民もひとりひとり考え方が違って、市政に興味がある人、全く興味のない人、普段の生活で精一杯の人、自分のことしか考えない人、それぞれ立場は違うので、自治基本条例を知っている人が100%になることは難しいと思います。情報を与える手段として広報丸亀などがありますが、昔、飯山であれば有線放送があり、知らず知らずに耳に入ってきていた情報も今は自分から求めないと情報が入りにくく、関心のない情報は入ってこないという状況だと思います。なおかつ、条文としては難しいということでもますます浸透しにくいのではないのでしょうか。あと感じたのが16歳から19歳の人でも、この条例を知っている人がいるのには感心しました。憲法なら小学校で学びます。同じように丸亀市の憲法にあたる丸亀市</p>

<p>天野委員</p>	<p>自治基本条例も小さい頃から耳にする機会があればいいと思います。</p> <p>条例の文言が難しいかどうかという点は、分からないので学識経験者の方にお任せしますとワークシートに書かせていただきましたが、私は「協働」という言葉も浸透していないと感じます。2年ほど前に記念式典で市長から言葉をいただいたとき、「協働」という言葉がありました。周りにいた人たちもそれまで聞いたことがなかったので何かの間違いではないかと思いました。私たちは市民の代表として来ていますが、市議会議員もまた市民の代表です。条例については市議会に諮ることになっていると思いますが、その市議会がこの条例に関してどれだけ勉強しているのか疑問です。また、この条例は、民生委員、コミュニティ、社会福祉協議会もすべて関係している内容ですが、縦割りになっていて横の連携がとれていないような気がします。</p>
<p>砂古委員</p>	<p>仕事関係で行政との関わり合いは結構ありましたが、市民としての参画やコミュニティ活動というものは、今まで私自身ほとんどしていませんでした。この自治基本条例を読んだときすごいなあと感じました。また、条例の見直しということですが、私としてはこの条例を読んで特に問題点を見出せませんでした。他の委員さんから文言についてのお話がありましたが、条例なので基本的に少し難しい表現でもいいのではないかと思います。市民に自治基本条例を理解してもらうのであれば、解説書みたいなものを作って、配布したらいいのではないのでしょうか。</p>
<p>喜多委員</p>	<p>皆さんのご意見と同じで、誰に聞いても「自治基本条例って何？」という答えが返ってきます。コミュニティの役員でさえ、いまひとつ分かっていません。本当に一部の人しか分かっていないため、広げるのは大変だと思うが、分かりやすくするというのが第一歩ではないかと思います。それから、私は民生委員をしていますが、個人情報保護法が出来てからこれまで教えていただけていた情報も教えてもらえなくなりました。自治基本条例にも個人情報についての条項がありますが、それについては、情報を得られないことによる弊害もあり、どうかと思います。あと、建物が建って、初めてそういう計画があったのだと気づくことが多いような気がします。それについても情報の共有の観点からどうしていけばいいものか考えさせられます。</p>
<p>秋山(千)委員</p>	<p>自治基本条例の第25条に「市民に分かりやすい組織」という言葉が出てきます。市の組織は、市民にとって有益で機能的にすばやく対応できることが一番だと思います。先ほど、16歳から19歳の人でこの条例を知っている人がいるの</p>

	<p>には感心したという話がありましたが、私たちの地元自治会では資源ごみの分類があって、そういった時に、お年寄りとの会話の中で「自治会」という言葉がよく出てきます。お年寄りとともに小さいころから自治会の活動に携わってきた子どもにとっては、この条例も読みやすいのかもしれない。小さいころから慣れ親しむということは大事だと思います。</p>
山本委員	<p>私からは2点ほどあります。まず1点目は皆さんと全く同じ意見で、丸亀市で制定されている数ある条例の中で、この最高規範である条例を市民に知ってもらうためには、今までと違った形で広報活動をする必要があると思いました。2点目は、第32条第1項には、市の最高規範であるこの条例を「市民及び市は誠実にこれを遵守しなければならない。」とありますが、先日、市民アンケートは行いましたが、市側がこの条例をどう考えているかも重要で、企画課の方はこの条例を管轄していますのでよく理解されていると思いますが、この条例は他の部署にも関わってくる条例です。この5年間でどう理解されているのか、何でもアンケートを実施すればいいとは思いませんが、市職員の意識も知っておく必要があるのではないかと思いました。</p>
大山委員	<p>今回、私は具体的な提案を出していませんが、これまでの議論の状況で気になるところが2点ほどありました。まず、そもそも条例とは何か、行政とは何かという議論をある程度きちんとした上でないと、折角議論しても上手くいかないのではないのでしょうか。少なくとも条例とは何かという共通意識を持つ必要があると思います。2点目は、私は市民参画にはコストがかかるものだと思っています。市民はそもそもきちんと参画するはずがない、無理だと考えています。どうもこういう議論をすると、出来るはずということを前提に話が進みますが、私は出来ないのではないかという問題意識を持っています。では、どうすれば市民が参画できるのか冷静な分析が必要ではないのでしょうか。市民参画や市民自治を進めるということになれば、いかにバリアを外していくかを考える必要があります。私はそもそも多くの人が市政に参画するとは思っておらず、参画しても1%未満だと思っていますので、その人たちが参画しやすい、参画しようと思ったときに参画可能なシステムづくりを議論することのほうが建設的だと考えています。条例とは何か、行政とは何かという点と市民参画によるコストを考えた上での可能なシステムづくりというのが、今後の方向性であり、検討課題ではないかと思いません。</p>
高木副会長	<p>市民参画でパブリックコメントやひまわり通信、説明会や審議会といった機会や手段がありますが、市民にそういった制度についての情報が届いていないとい</p>

<p>鹿子嶋委員 (会 長)</p>	<p>った状況もありますし、市民が参画しにくい、意見を届けにくい、抵抗があるといった思いを持っていると感じます。そういった色々な機会が市民にとって意見を届けやすいものになることが大事だと思います。また、審議会によっては委員が固定化しているといった状況もありますので、審議会の性格上、組織から代表して参加してもらう必要性もあると思いますが、審議会を開く前に市民から意見を聞く機会があればいいのではないかと思います。他の委員の方からの話にもありましたが、市の情報がうまく伝わっていなかったり、知らない間に建物が建っていたり、どういう経緯でそうなったのか、そこに市民の意見がどう反映されたのかなど、私も知らないことがたくさんあります。そういう経緯も伝わってこそ情報公開だと思いますので、それが実現できる方法を考えていく必要があると思っています。最後に私には条例改正の是非についてよく分からないので、あとで鹿子嶋先生の方から解説をお願いしたいのですが、条例とは具体的なことなく、大きく捉えた概念的なものだと思います。提言書を作成する上で、条文自体を変えることと運用で改善することを切り分けて議論し、それをどう具体的に市政に反映させるのかをはっきりさせないといけないのではないかと思います。</p> <p>ひと通りご意見をいただいた中で、多くの方が「今回の市民アンケートの結果でかなりの人が自治基本条例を知らないという状況について」述べられていました。回収率が現在35%ということですが、35%の割と関心ある人の回答で大半が自治基本条例を知らないということですから、トータルで考えるとかなりの人が条例自体を知らないということになるかと思っています。条例にはパブリックコメントなど参画の仕組みが書かれていますが、条例自体を知らないということになると、そういう仕組みが存在するというのも当然知らないということになります。また、アンケートに答えてくれた人の7割近い人がパブリックコメントを知らないという結果が出ており、まさにそれが裏づけられている結果だと思います。本来ならここで個々の条文に基づいて、実際にそのとおり自治が推進されているか、取り組みがなされているかということを議論しようと考えていましたが、その前にそもそも大多数の人が自治基本条例を知らないということになると、委員会の最初の仕事としては自治基本条例の認知度を少しでも上げるか、参画するしないは別として最低でも参画の仕組みを知っていただくとか、参画してみようと言ってくれる人を少しでも増やすとか、そういったことを重要課題としてまず考える必要があるのではないかと思います。また、認知度が低いのは条例の表現が難しいからというご意見がいくつか出ましたが、文言をもう少し分かりやすい表現にしたほうがよいという意見と条例なので文言はこのままでいいが、分かりやすい解説書なんかを作ればいいのではないかとといったご意見がありました。先ほど条例改正について説明を求められましたが、個人的な意見ですけど、私たち</p>
------------------------	--

は自治推進委員会であって、条例作成委員会でも条例改正検討委員会でもありません。名前のとおり、自治が推進されているかどうかを評価し、問題があれば改善点を検討していくわけであって、条例を作成したり改正したりすることを目的とするのであれば、そのための委員会を別途設置するべきだと考えております。

では、実際、自治が推進されているかどうかをどういう基準で判断するかというと、現在策定されている自治基本条例の条項に基づいて、そこに書いてある趣旨や目的が現実の施策や取り組みで具体化されているかどうかを見ていくということになります。私たちは、自治基本条例が存在するというのをベースとして考えたとき、そのとおりに忠実に進められていけば問題がないわけで、条例に書かれていることは良い事だけれども、実際それに対する取り組みがなされていなかったり、充分でなかったりしたときにどうすれば良いかという話に当然なります。

問題があるケースには2つのパターンがあって、1つには書かれている条例自体は良いのだが、運用方法にまだ問題があるとか、充分でないとか、全くなされていないとか、そういった運用レベルの話があると思いますが、運用レベルの見直しで問題が解決するのであれば、私はそれで解決するべきだと思います。しかし、運用レベルの見直しではとても対応できないということになると、もう一つのパターンとして、条例自体を改正したり、言葉を変えたり、新しい仕組みを追加したりしないとどう頑張っても自治の推進は図れません。また、それが市政に支障をきたすということになれば、この委員会でも改正を提言しないといけないと思います。ただ、文言の修正とか追加となれば、それがなぜ必要なのかといった合理的で具体的な説明をつけないと、単にこうしたほうが良いというのではただの感想で終わってしまいます。また、文言改正ということになれば、個人の意見だけでなく特に委員会の合意を取り、合理的な意見を付けて提案するということになります。作業としてはかなりのものとなるでしょう。提言書を出すまでには審議会の回数も限られていますので、実際こなしていける作業量を考えたとき、順番としては既存の条例を運用面で改正する方向で議論して、その後、どうしても文言修正が必要な部分があれば条例改正を考えていくという順番の方が合理的ではないでしょうか。それで、文言については色々ご意見をいただいておりますが、確かに「ですます調」の分かりやすい表現で書かれている条例も中にはあります。これは一見読みやすいとは思いますが、私は「ですます調」にすることによって正直何も変わると思えません。例えば、パブリックコメントについては、アンケート結果でパブリックコメントを利用しようと思った人でも、出された原案が分かりにくく制度が利用しづらいものであれば、いくら自治基本条例の文言を分かりやすく直しても結局意味がないと思います。そこで、まず運用レベルの改善をする方向で検討していただけたらと思います。それと、はじめに申しました自治基本条例の認知度をどうやって上げていくかという議論を最初におか

	<p>ないと、いくら自治基本条例に基づいた見直しを行っても市民が条例自体を知らないというのでは話になりません。一方、アンケート結果の確認ですが、条例を知る手がかりとなったのは広報紙であるという意見が多数を占めていました。今後、条例の周知や PR を行っていく上で広報紙が効果的であるというのは重要な手がかりだったと思います。また、「若い頃から憲法があることを知っているのと同様に丸亀市の憲法に当たる自治基本条例を知ってもらう手だてはないものだろうか」という意見がありました。「例えば若い人向けにもう少し分かりやすい文章に直して、PR できないものか」というご意見もありました。条例全体をいきなり知ってもらうというのは難しいかもしれませんが、パブリックコメントなど条例の中からピックアップして紹介するなど、色々方法はあろうかと思います。そういった PR 方法などについて、何かご意見がありますでしょうか。</p>
赤熊委員	<p>自治基本条例制定の1年後ぐらいに「まちづくりガイド」という解説書を出しています。この中で自治基本条例を詳しく説明しているのと同時に総合計画についても紹介しています。ただ、解説書を出しましたということで終わっている気がします。次の一手として、学校の副読本で自治基本条例を分かりやすく紹介したり、出前講座というシステムがありますので、申し込んでもらうよう働きかけて積極的に説明に出向くなど方法があると思います。あと、山本委員も触れていましたが、市職員や議員などがどの程度関心があって学習しているか、これが一番大事であると思います。かつて一度、市の職員に自治基本条例のことを聞いたことがあります、「知らない」という答えが返ってきました。少なくとも管理職程度に研修をして部下に伝える、市の職員なのだから自治基本条例を知っておくということが大事だと思います。</p>
会 長	<p>今のお話の後半部分について、山本委員からもお話があったように、市の職員に対してもアンケートを実施するというのは個人的にはやっていただきたいと思います。どこかの自治体で職員に対してアンケートを行った例を見たことがあります。自治基本条例が出来て以降、自分のしている仕事で何が変わったのか、新たにどんな取り組みをしたかなど、制定前と後でどう変わったか興味を持っています。そういう意味では議会に対しても実施してみてもいいとは思いますが、実際、職員に対してアンケートを実施するとなると事務局は大変だと思いますが、これについて事務局のほうから後で説明をお願いできたらと思いますが。あと、学校の副読本を使ってはというお話がありましたが、私も学校との連携で何かできないかと考えます。ドイツは環境問題について高い関心を持っていますが、その要因のひとつは学校などの授業で環境問題をプログラムに取り込んでいることが挙げられます。子どもに意識を植え付けるということは効果的で、親御さんと</p>

天野委員	<p>家庭で話をすることによって、そこでまた関心が高まるといった連鎖反応が期待できます。自治基本条例もまたそのような流れで広めることができないかと思えます。他に認知度を上げる方策について何かありませんか。</p> <p>この委員会に一度、市議会議員の方が傍聴にお見えになりましたが、それ以外では記憶になく、市議会議員の方にとってもあまり興味がない内容なのかなと感じます。また、コミュニティの方に自治基本条例のことをお聞きしてもあまりご存知ではありませんでした。自治基本条例の中にコミュニティのこともできますので、コミュニティごとの勉強も必要だと思います。</p>
西川委員	<p>赤熊委員からお話のあった冊子については、実は私も知りませんでした。私も10年くらい前から自治会のお世話をさせていただいておりますが、せめてもう一度自治会長ぐらいには配ってもいいのかなと思います。また、大山委員が述べられたように全員参加できる訳がないと私も考えております。冊子などを作ってコストをかけて全員に分かるように周知しても半分も分かる訳がないように思いますので、事務局がコストのことも考えて実施してほしいと思います。それより前に条例に対する職員の認知度は上げていただくよう取り組んでもらいたいです。</p>
大林部長	<p>色々な意見をいただきましたが、まさにそのとおりですし、頂戴した意見を尊重して進めていかなければならないと思います。条例制定時は、色々な場で条例の仕組みを説明させていただいた経緯はありますが、条例の性質上、具体的なイメージも掴みにくく、また、身近なものとして感じていただけない結果、市民の皆様浸透していないまま、現状に至っているものと考えております。このアンケート結果は事務局としても真摯に受け止め、今後の周知活動に活かしていかなければなりません。職員については、市民にパブリックコメントなどを求めるときにはこの条例に基づいて実施しているという意識はもちろんあると思います。しかしながら、それ以外にも例えば事業実施に向けた自治会やその他団体に対する説明会の場でも、現場担当者がこの条例に則って事業を実施していることを一言PRするだけでも認知度は違ってくるものと思います。職員もこの条例の存在自体は知っていると思いますが、自分の仕事に関係する範囲の知識で、それ以外の部分の認知度は低いのかもかもしれません。職員も異動などで様々な業務に携わりますので、その都度、周知していく必要があるものと考えております。また、学校教育の場を利用する提案がありましたが、これはわれわれも気づきませんでした。子どもにこの条例について説明するのは難しいと思いますが、依頼があれば職員も出向いてお話をさせていただければと考えています。また、議会について</p>

	<p>も会派ごとに説明させていただいております。条例自体はもちろんご存知ですし、市民参画のことについても理解させていただいております。また、個々の条例改正などについてはこの条例が根底にあるという前提のもと、議論させていただけると認識しております。どちらにしましても、アンケートの結果を見ると、まず、条例自体を知ってもらうことが重要であると考えますので、あらゆる媒体を通じて細かい部分までは難しいと思いますが、この条例が基本になっているというのを知ってもらえるよう努める必要があると感じております。</p>
<p>会長</p>	<p>議会は独立性の部分でなかなか扱いが難しいと思います。大体どこも市民参画でワークショップを立ち上げ、市民と職員とが参加するという形式をとっているところが多く、なかなか議会が参加している例は少なく、中には議会提案の条例もありますが、市民と執行機関でつくるという形がほとんどだと思います。条例の中には「議会の権能」とか「議員の責務」や「情報の共有」などの項目がありますので、この条例制定後、議会の情報公開とかが進んでいるかというのは、私たちに関心を持たないといけないと思います。事務局のほうで手に入るのかどうか分かりませんが、検証のため資料の提供をしていただけたらと思います。</p>
<p>大山委員</p>	<p>アンケートでのこの条例の認知度について言いますと、個人的には良い割りと知られているほうなのではないかと思います。「名前を聞いたことがある」という回答を含めて4割というのは他市との比較については分かりませんが、丸亀市の条例で比較しますと圧倒的に知られているのではないかという印象を持ちます。そもそも条例自体がなかなか知られないという前提に立つと、4割というのはなかなか検討しているとも言えます。そういう意味ではこの先、これ以上認知度を上げるというのは至難の業とも言えます。また、広報に関して言いますと6割の方が広報などの行政の印刷物から情報を得ているとすると、逆に、この分野でこれ以上数値が伸びることは期待できないのかなと思います。もちろん今ある発行物を活用して再度自治会に配ったり、若年層向けに作り変えるといった余地はあるにしても、コストをかけて間口を広げるには限界がある感じもします。そうすると「ロコミ」という方法も考えられますが、誰が発信源になるのかといった議論などは面白いと思います。それは時に自治会長であったり、知人友人であったり、子どもだったりになるのだと思います。また以前、ある町の男女共同参画プランの策定に携わったことがあります。そのときに役場をモデル事業所にするという文言を入れてほしいとお願いして、入れてもらったことがあります。同様に市民がすることも大事ですが、まず、役所自体が自治基本条例を一番知っている団体である必要があり、それには内部キャンペーンなどをしてそこからロコミで広げていくというのがいいと思います。ですから、職員がどれだけ知っている</p>

	<p>かという調査は少なくともするべきだと思います。それと自分の仕事と自治基本条例がどれくらい結びついているのか、自治基本条例ができてどう変わったのか、もし変わっていないのならどうして変わらなかったのかという資料は作ったほうがいいと思います。</p>
会 長	<p>職員の方に対するアンケートについては私も含めて複数の委員から要望があがっていますが、事務局のほうとしてはどうでしょうか。</p>
企画課長	<p>これだけ要望もいただいておりますので、職員アンケートについては実施する方向で検討したいと思います。</p>
会 長	<p>感覚の違いはありますが、身近なことを感覚的に捉えて「自治が進んでいる」と感じている人が約1割いるのは割りといい数字かもしれません。逆に、「わからない」、「あまり変わらない」という方がほとんどであるということを考えると、自治推進を実感してもらえそうな仕組みづくりが必要とも思えます。個人的にはアンケートの間22のところでは40%くらいの方が審議会に参加してみたいという意見をもっているのには驚きました。これは市民側の問題点でもありますが、ひとつはこれまで専門家任せ、行政任せになっていたのを是正して市民が主体的に取り組むことを促すため、自治基本条例を策定した意図があるわけですが、機会があれば審議会などに参加してみたいという積極的な意見が多いのにびっくりしました。参加しやすい環境を整えば、意外と参加してもらえるのではないかと希望が持てる数字なので、仕組みを少し考える必要もあるのではないかと思います。</p>
塚本委員	<p>先ほど天野委員から自治会の話がありましたが、自治会を運営する上で一番困るのは個人情報の扱いです。昨年末、私の自治会でおばあちゃんが亡くなりました。場所は造船会社の駐車場で、夜中に一人で出歩いた結果起きた事故でした。自治会がそういった人たちの情報をいち早く掴み、個別に安否確認ができれば防ぐことが出来たかもしれません。しかし、民生委員やコミュニティがそういった情報を得ようとしても個人情報保護の観点からできないようになっています。私個人の意見としては個人情報保護が少し厳しいように感じられます。</p>
会 長	<p>個人情報保護法が出来てからは個人情報に関する扱いは確かに厳しくなっています。独居老人の方や災害時の弱者の救出や手当てをするときには障害となるケースがあるようです。また、最近は虐待などの問題も増えてきているようです。人と人とのつながりが薄れてきている上に個人情報保護の壁で更に動きが取れな</p>

秋山千委員	<p>くなっている状況が確かにあると思います。人の生命より個人情報の方が優先されるというのは馬鹿げた話で、私も行き過ぎた面があると思います。</p> <p>私は税理士をしています。税務署が窓口になって、小学校に税金の勉強を教えに行っています。2月頃は割りと授業にゆとりがあるため、その時期に学校へ伺っています。話を聞いた子どもは家に帰って親御さんにその話をします。すると親御さんもその話を聞いて同じように考えてくれます。それにより比較的若い親御さんの納税意識も強くなってきているように思います。同じように自治基本条例についても市が窓口となって、出前講座のときのように講師として小学校へ行って話しをしてはどうかと思います。</p>
大原委員	<p>私も子どもが小学生だったときに、子どもから色々教えてもらったことがあったので、そういった機会をつくることはいいことだと思います。また、たまたま知ったこともたくさんあって、恥ずかしながらこのアンケートを見て総合計画のことを初めて知りました。情報を知る機会をたくさんつくるということは情報を伝達する上で有効な手段だと思います。市の職員の方は各々自分の役割をしっかり把握して情報提供していると思いますが、受け取り手側の市民は興味のあるものしか耳から入ってこないで、大変だと思いますが口コミや会議など色々な場面で発信していただくと、興味を持つことにつながると思います。</p>
会 長	<p>総合計画のほうがまちづくりをどうするか具体的にイメージしやすいと思います。自治基本条例だけを知ってもらうのはなかなか難しいと思いますので、総合計画とセットで知ってもらうという方がいいのかもしれませんが。</p>
塚本委員	<p>まちづくり計画というものを各コミュニティで順次作っています。</p>
会 長	<p>各コミュニティで独自性のあるまちづくりを進める取り組みのひとつですね。</p>
喜多委員	<p>市がコミュニティに色々してくださいというのは結構なんですけど、情報提供だけで終わっていて、こういうところにメリットがあるから出前講座してくださいなど、もうひとつ踏み込んで具体的な形で案内していただきたいです。あと広報丸亀についてのお話が色々ありましたが、広報も記事が一杯あり過ぎるぐらいで、広報を使ってというのは個人的にはどうかと思います。となれば、子どもなどからの口コミになるのかもしれませんが、学校も今忙しいですから、話に行ってもすぐ受けてくれるとは思えませんが、1年くらいかけて地道にお願いすればいいと思います。</p>

実原委員	<p>子どもがいる人はそれでいいと思いますが、そうでない人はやはりコミュニティをもっと活用して周知する必要があると思います。今、お子さんがいなくても将来お子さんを持つような家庭は、保育所の民営化とか小中一貫校などの情報を共有するというのも大事なのではないのでしょうか。</p>
砂古委員	<p>私は広報による周知活動を否定しません。丸亀市民が行政情報を得る一番の手段は広報だと思います。子どもから啓発をしてというのもひとつの方法だと思いますが、広報で毎月テーマを決めて発信して啓発するのも必要だと思います。</p>
会 長	<p>広報紙は費用はあまり掛からないと思います。条例全体を紹介するというのは難しいですが、テーマを決めて紹介していくのはいいと思います。</p>
赤熊委員	<p>自治基本条例が出来たときはこと細かく広報に掲載しました。しかし、そのとき出しましたというので終わっていると思います。年に1回でもいいので、項目ごとに紹介していくというのもひとつの方法ではないかと思います。</p>
塚本委員	<p>コーディネーター的な役割の人の存在が重要だと思います。</p>
会 長	<p>非常に重要なお指摘だと思います。コミュニティや公益活動とかは、やっぱり中心になってくれる人がいないと動きません。先進自治体のお話を聞く機会があって、それによるとコミュニティ活動が進んでいる自治体でもコミュニティ間でかなりの温度差があって、従来型のところもあれば、結構張り切っているところもあるようでしたが、結局は中心となって動ける人がいるかないかの違いみたいです。したがって、人材の育成も重要な課題ではないのでしょうか。今は時間のある方が動いていて成り立っていますが、コミュニティも高齢化が進んでいることを考えると若い人で動いてくれる方を確保し育成していくことが重要になってくると思います。また、いかに自主的に地方自治を維持して活性化していくかということ考えるとそれが重要な要素になってくると思います。</p>
高木委員	<p>皆さんの自治基本条例のPR方法についてのご意見を感心しながら聞いていました。自治基本条例があるということを知ってもらうというのはまず大事なことです。次の段階では他の条例や計画などが自治基本条例を基にしてつくられていることを知ってもらうことが必要です。ただあるということを知ってもらうなら本当の啓発になりません。市民がどうしていきべきなのか、市の職員がどうしていきべきなのか、どういうことができるのか、丸亀市がめざすまちづく</p>

秋山(朋) 委員	<p>りに向かってそれぞれの立場でどう見るかどう参画するかを考えるよう啓発することが大事だと思います。</p> <p>年に1回、年度の頭で丸亀市に審議会などの委員会がどれだけあるのか広報で1ページほど使って掲載してみてもいいかでしょうか。それと併せて各委員会でのようなことをしているのか、例えば自治推進委員会はこのようにしていますと紹介して、市民の目に触れるようにすれば、それを見た人は委員会に参加してみようという気持ちにもなるのではないのでしょうか。私たちは声を掛けてもらってこういった機会に行政情報を知ることができますが、普通の市民の方はそういった情報を知る機会がないのではないかと思います。どういう委員会があるのかという情報を知ることが、市民の関心を生む第一歩だと思います。広報がカラー刷りだったころは見やすい印象がありますが、私も白黒印刷になった時には広報を見る機会が減りました。やはり行政情報を知る一番の手段は広報だと思いますので、広報などを使ってそういった情報を市民の目に触れる機会をつくるべきだと思います。</p>
会 長	<p>丸亀市も審議会などがいくつもつくられています。確かに専門的な内容を扱う場合、専門的な知識を持った人に集まってもらって議論することもあると思います。その場合、市民の人が参加してもなかなか上手くいかない場合もあります。自治基本条例のようにワークショップなどをつくって案の段階から市民の方も一緒に議論してというものは少ないと思いますが、他に同様のケースはありましたでしょうか。</p>
事務局	<p>計画を策定する場合などはいくつかありますが、条例については自治基本条例を除いてはなかったと思います。</p>
会 長	<p>丸亀市自治基本条例は丸亀市が自主的に丸亀独自のまちづくりをしていこうという自主条例的なものですが、自治基本条例が出来て以降、そういった丸亀の独自色の強い純粋な自主条例的なものがどれくらいできたかという情報があれば、ぜひ資料を用意していただきたいと思います。予定の時間もまいりましたので、他にご意見がなければ次回の日程を決めたいと思います。</p>
事務局	<p>9月中旬ぐらいを目途にアンケート結果の集計・分析を行って、その結果と今までに事務局へ依頼のあった資料と以前お渡ししたチェックシートの改訂版を併せてお送りさせていただきたいと考えております。次回はそれを基に進めていこうと思っております、10月上旬から中旬頃に開催したいと考えております。</p>

会 長	<p>具体的な日程ですが、9月中旬までには決定して資料送付のときに日時のご案内もしたいと考えていますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p>では、次回開催は10月上旬から下旬ということですが、検証のチェックシートの改訂版についてはお手数ですが、次回の会までに事務局へ提出していただきますようお願いいたします。それではこれで終了します。</p>
-----	--